

新 城 市 議 会

厚 生 文 教 委 員 会

令和6年6月24日（月曜日）

厚生文教委員会

日時 令和6年6月24日（月曜日）午後1時30分 開会  
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

- 1 議案の審査  
第73号議案

「質疑・討論・採決」

出席委員（9名）

委員長	鈴木長良	副委員長	カークランド陽子		
委員	今泉吉孝	浅尾洋平	柴田賢治郎	山田辰也	長田共永
	中西宏彰	丸山隆弘			
議長	長田共永				

欠席委員（なし）

説明のため出席した者

教育部の課長職以上の職員

事務局出席者

議会事務局長 鈴木隆司 議事調査課長 阿部和弘 書記 高橋加奈

開 会 午後 1 時30分

○鈴木長良委員長 ただいまから厚生文教委員会を開会します。

これより、21日の本会議において、本委員会に付託されました第73号議案の1議案について審査します。

1議案の審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

第73号議案 新城市給食センターの設置及び管理に関する条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山田委員。

○山田辰也委員 給食センターの設置及び管理に関する条例の制定の質疑をします。

まず、月並みな質問ですけど、運営委員会の正式名は、今度できれば新城給食運営委員会という名前になるのでしょうか。

○鈴木長良委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 正式名称ですが、第5条に記載のございます新城市給食センター運営委員会となります。

以上です。

○鈴木長良委員長 山田委員。

○山田辰也委員 運営をするために必要なものだというのは理解しています。

では、月並みな質疑なんですけど、通常この運営委員会をつくる場合、メリット、デメリットというのが当然出てくると思うんですけど、メリットから何点か、ちょっと私も先ほど調べたらメリットがあるということで、説明してください。

○鈴木長良委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 県から示されております給食に関する通知などにもございますように、愛知県作成の「学校給食の管理と指導」という給食に関する手引きのようなものがございます。その中にも、運営委員会を構成してそういった委員を招いて給食に関する事項を審議するよという事で記載がご

ざいますので、委員のメンバーとしても、学識経験者ですとか、保護者の方を招いて、いろんな視点で給食に関する御意見をいただけるのがメリットと考えております。

以上です。

○鈴木長良委員長 山田委員。

○山田辰也委員 学識経験者から聞くことはあれですけど、この運営委員会はどういう運営委員会だと、一般のお母さんとか市民から聞かれたときに、先ほどメリット、例えば、何々についてすごくいいとか、前から教育長が言ってるようにアレルギー対応とかそういうことだと思ったんですけど、その点については、運営委員会では、一般の方に説明するに当たって、こういうメリットがあるんだよということを聞いたかったんですけど、どうでしょう。

○鈴木長良委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 運営委員会で、議論を俎上に上げていきたいと考えておる内容につきましては、例えば、給食費であったりですとか、今、委員おっしゃったようなアレルギー対応について現状から今後どうなのかという御意見、率直な御意見をいただきながら、それを反映できることがメリットと考えております。

○鈴木長良委員長 山田委員。

○山田辰也委員 率直な意見を聞くということで、本会議質疑でもちょっとあったんですけど、人数何人か入ってもらって、この中には、校長とか先生とかいろいろあるんですけど、率直な意見と今、言いましたけど、ということは、市民からもその給食の運営委員会には選ばれるわけでしょうか。

○鈴木長良委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 市民の方というよりも保護者の方をお願いをして、委員として出いただく予定でございます。

○鈴木長良委員長 山田委員。

○山田辰也委員 委員が10人ぐらいというこ

となんですけど、保護者の方は何人ぐらいの予定をしていますでしょうか。

○鈴木長良委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 現在は1名で予定をしています。

○鈴木長良委員長 山田委員。

○山田辰也委員 先ほど、愛知県からの指導というのがあったんですが、これは愛知県からの指導と言いますけど、今までなかった条例なんですよね。今まではこの条例に代わるものというのは何かなかったんでしょうか。

○鈴木長良委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 今までは、自校で各学校ごとに様々な給食に関する決め事が学校単位で決められておりました。今回は、センター化に伴って1つの括りとしてつくった条例でございますので、今まではこういった条例はございません。

○鈴木長良委員長 山田委員。

○山田辰也委員 学校ごとにあって、新たに条例をつくる必要については、この説明だとちょっとね、理解できないところあるんですけど、自校式ならこの条例が必要ないということでしょうか。

○鈴木長良委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 今回はセンターという施設の設置及び管理をするという条例を制定するものでありますので、現在の自校の段階では、そういったものは条例等で整備はしてございません。

○鈴木長良委員長 山田委員。

○山田辰也委員 今、言いましたけど、自校式で施設の管理と言いましたけど、いろんなところが集まったからセンター管理になって、その必要性があるんじゃないかと思ったんですけど、作手は親子方式で自校式と同じですから、これ何が違うんでしょうか。

○鈴木長良委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 作手につきましては、ちょっと法律の話で恐縮なんですけど、

学校給食法の第6条というのがございます。

その中で2つ以上の学校給食の実施に必要な施設を共同調理場と呼ぶとなっております。

ですので、作手の調理場につきましても、作手小学校で作って、作手中学校に配送しておりますので、扱いとしては共同調理場としての位置づけとなります。

ですので、今回、川路に整備した新しいセンターとともに条例の中に盛り込んで適正化を図るために整備したものでございます。

○鈴木長良委員長 山田委員。

○山田辰也委員 2つ以上の施設というのは、それは、前は先ほど、自校式ではつくらなかったからということで、今度センター式になるから、2つ以上の施設って言うんですけど自校式には必要はなくて、センター式には必要で、2つ以上の施設ということですけど、作手は先ほどの言い方だと給食センターという扱いになるわけでしょうか。

○鈴木長良委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 作手の親子方式も共同調理場という括りとなります。

○鈴木長良委員長 山田委員。

○山田辰也委員 県からの指導でそういうふうになっているというのは、ちょっとそうかなと思うんですけど、県からの指導と言うんですけど、愛知県の中のところは全部学校給食センター運営委員会があるわけでしょうか。

○鈴木長良委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 県下のセンター全てを調べたものはございませんが、恐らくは持っているかなと思っております。

○鈴木長良委員長 山田委員。

○山田辰也委員 運営委員会がない場合でも、学校給食は適切に運営されるということではないからつくるといっていいのでしょうか。運営する必要性があるということ。

○鈴木長良委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 先ほど県の指導という言い回しがまずかったと思います。「学

校給食の管理と指導」という冊子がございます。その中に各種委員会を設けて、学校給食を運営してくださいというマニュアルみたいなものがございます。学校給食運営委員会という中で、学校給食の適切かつ円滑な運用を図るために給食運営委員会を設けて、構成員は学識経験者ですとか保護者などを入れてつくることが大切ですよということが記載がありまして、それに倣って今回整備するものです。

○鈴木長良委員長 山田委員。

○山田辰也委員 適切な計画と、いろんな方の意見を聞いて運営していくと思うんですけど、じゃあ今まではできていなかったというふうなそういう捉え方の言い方になるんですけど。だから、今やってるものにもう1個つくるなら分かるんですけど、今まで自校式はなかったから、各学校でそれぞれ運営を決めたというんですけど、今まで統一されてなくて給食が作られてきて、それが自校式だったということで、センターからは新しくなるということなんですか。今までできてなかったのかどうかということを知りたいんですけど。

○鈴木長良委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 説明に言葉足らずだったかもしれません。今までを否定するつもりは全然なくて、これからのセンターの運営につきまして、このセンターの条例を設けて運営委員会を立ち上げて、その中で、保護者の方ですとか、学識経験者の方、学校の関係者なども交えてお話をいただきたいという趣旨でございます。

○鈴木長良委員長 山田委員。

○山田辰也委員 学識経験者というのは、大学の教授とかいろいろあるんですけど、運営委員会について少し聞きたいんですけど、学校の校長とかが当然入ってくるんですけど、先ほど言いましたが、お医者さんとか農協とかそういうところが入ってくるわけでは

うか。

○鈴木長良委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 現在の委員の想定ですが、学識経験者の方、あと保護者の方と学校関係者で、あとは、地産地消とかもありますのでまだ想定ですが農業関係者の方も少し入っていただきたいなと思って準備しているところです。

○鈴木長良委員長 山田委員。

○山田辰也委員 今、言ったのは農業関係者ですね、有機農業でつくったお米とか、そういうものが関わってくるのでぜひともそういうのは入れるべきだとは思いますが、今までできてない部分を補うためにつくるなら分かるんですけど、特に今まで困ったことがなかったもので、今さらこの運営委員会の条例をつくるということは、有料でしたね、1人当たり1回7,500円ですか。これ有料にする必要はなぜでしょうか。

○鈴木長良委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 有料とする必要としますと、時間を割いて会議に御出席いただくための報酬となります。そういう趣旨でございます。

○鈴木長良委員長 山田委員。

○山田辰也委員 じゃあ、お金がもらえるから出てくるとなると、これでは地域自治体のただ参加してるだけの区長さんたちと同じになってしまうので、やはりその辺はもう少し、有料だからという理由はちょっと納得できないですし、一度、条例をつくと廃止するまでずっと続いていきますよね。そうすると、新城市の人口を考えて、もうちょっと先になると千郷小中学校1校と同じレベルになってしまうと思うんです。

ですから、将来の人口とかそういうものを考えて、今、これは本当に必要なというのを、僕が今、感じているところなんですよね。

全国でも、この給食の委員会がないところもあるそうなんです。学校給食運営委員会

は、先ほど言った円滑な運営のために設けられる組織でもあります。ただ、条例や規則に基づいて構成されることばかりに捉われて、ほかでは給食運営委員会がないところも存在しているんですけど、どうして先ほどの県からのいろんな指導とかありますけど、運営委員会については、県からゴーというのが、全国的に見て新城市はこれに並ぶという必要があるから出したんでしょうか、この条例は。

○鈴木長良委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 先ほどの説明の繰り返しで恐縮なんですけど、愛知県教育委員会を出されております「学校給食の管理と指導」に基づいて各種委員会をそろえる、そろえてそれを機能させて給食の運営を進めてくださいということがありますので、今回運営委員会の必要性を感じて条例を定めたものです。

○鈴木長良委員長 山田委員。

○山田辰也委員 例えば、三重県伊勢市の学校給食運営委員会は、安全衛生や運営に関する重要事項について調査をしていますけど、ここでも言ってるんです、地域ごとに異なる給食運営の取組が行われていると。ですから、特別に今までなかったものを無理やりつくって、1人当たり7,500円のお金を出して、結果的に今ない状態でもうまくいってるんですから、わざわざつくるほどではないと私はそういうふうな意見から質疑しているんですよ。

だから、大きく変わるところがちょっと感じてないんですけど、年間2回で、委員が10人程度でしたでしょうか、確認のためにお願いします。

○鈴木長良委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 年2回以内を想定しておりまして、額については日額7,500円です。

○鈴木長良委員長 山田委員。

○山田辰也委員 日額って言うんですけど、地域自治区だと1時間以上とか2時間以上と

か時間的なものが、日額という基準は何でしょうか。

○鈴木長良委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の第2条の中に、報酬の額について定めがございます。その中で日額7,500円と記載がございますが、1日2時間以内の場合は、日額7,500円にあっては日額5千円と記載がございますので、こちらの報酬の条文が該当となりますので、2時間以内の会議でありましたら5千円となります。

○鈴木長良委員長 山田委員。

○山田辰也委員 新しくつくるのは、言われたとおりに出してると思うんです。ちょっと見たんですけど、福島県、埼玉県、富山県、福井県、奈良県、鳥取県、岡山県、熊本県、大分県とか結構ないところがあるんですね。

ですから、学校給食の円滑な運営は、給食センター運営委員会がなくても結構できるところもあるもんですから、その必要性について少し疑問だったもんですから質疑してるんですけど。

これ、給食センターに大きな問題があった場合は集まる必要はあるんですけど、ふだんから、先ほど言った給食のいろんな管理とかいうのなんですけど、それほどメリットは、自校式で今までやってきたところを、センターにして問題があるからというふうな感じがするもんですから質疑したんですが、明確なメリットとデメリットがちょっと私には感じられなかったところです。

この運営委員会は、給食のプログラムとか、栄養とか、一般の人も1名入れると言ってましたけど、その都度反映されていくという認識でよろしいでしょうか。

○鈴木長良委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 その都度というのは毎回入れ替わるという。

○山田辰也委員 内容について。

○菅野裕也学校給食課長 議題が毎回入れ替わるということですか、はい。

○鈴木長良委員長 山田委員。

○山田辰也委員 例えば、ちょっと最近の給食届くのが遅くて、野菜が溶けてるような状態だとか、味つけが辛いとか、そういうのはある程度、今まではそれぞれ学校に任せたっていうんですけど、届いてみたら麺が伸び伸びになっちゃったから何とかしてほしいとか、そういうことをその都度報告をされて、向こうのOSCFとの話合い、協議の場を持っていくという認識でよろしいのでしょうか。運営委員会の中には、業者が当然入ると思ってたんですけど、通常は業者までは入らないから、話合いの結果をどのように相手方に伝えるかということです。

○鈴木長良委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 運営委員会では、そこまで細かい味つけがどうのとかという話までは出ることは想定してございませんが、冒頭申し上げたように、アレルギーの対応について、もう少し例えば拡充する必要があるかどうかですとか、あと給食費の最近の物価の上昇に応じて、給食費の額の変更の必要性について、まずはこちらの運営委員会で審議をしていただきまして、その審議結果を基に教育委員会会議に諮って、最終的に教育委員会でそちらの議題を決定するという流れを想定してございます。

○鈴木長良委員長 山田委員。

○山田辰也委員 そうそう、運営に関するものがこの運営委員会だと、僕、子どもたちの意見とかそういうのを一般の方が持っていくと思った。一般の人がその給食センターの運営に関わるほど、一般の市民から公募で選ぶというふうなのはちょっと疑問だと思います。

また、先ほど農協とか、お医者さんとか、薬剤師とか、当然校長は入ってくるんですが、ですから、僕が言ってるのは、運営は当然必要だけど、運営側のよく見えてこないからと

いう感じだったんですね。

最後1つですが、一度、条例をつくると生徒がかなり減ったりしたときに、この条例が廃案になるまではずっと続くという認識でよろしいでしょうか。

○鈴木長良委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 現状では、センターがある限り運営委員会も必要と思って設定いたしますので、センターがある状態では続いていくものと想定しております。

○鈴木長良委員長 柴田委員。

○柴田賢治郎委員 さっきの質疑でも議題となっていたと思いますけど、必要な委員会の設置については今後、議論すると言われていたと思いますけど、それでよろしいのか伺いたいです。

実務的な内容についての委員会なり、細則なりは、今後それを示していただけないというぐらいの話にまでいったような気がしたんですけど、そこを確認させてください。

○菅野裕也学校給食課長 この前の本会議質疑のとき。

○柴田賢治郎委員 はい。本会議質疑で山口議員のお答えに。

○櫻本泰朗教育部長 それは、規則のお話しですかね。

○柴田賢治郎委員 だね。それで、それについて、それを今後話すというような話が、あのかきは言われとったと思うんですけど、それでよろしいのか伺いたいです。

○鈴木長良委員長 櫻本教育部長。

○櫻本泰朗教育部長 規則につきましては、今後検討して必要な部分を盛り込んだものをつくっていきたくて考えております。

○鈴木長良委員長 柴田委員。

○柴田賢治郎委員 またもう1つ、今の答弁でも、委員会としては今後またほかにもつくっていく用意があるように聞こえておったんですけど、そういう内容でいいのか確認させてください。

○鈴木長良委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 こちらの給食センターの運営に関する運営委員会と、あとは献立を栄養教諭が考えますので、その献立を最終的に教育委員会としてゴーサインを出す献立委員会、あとは献立が決まりますと、献立ごとの食材が決まってまいりますので、その食材ごとの見積りを今いただいているところなんです、それを見積り合わせなどをして適切な食材を選定するという物資の選定委員会、この3つを会議体として準備して運営していく用意しております。

○鈴木長良委員長 柴田委員。

○柴田賢治郎委員 本条例の設置を必要とした基準、もしくは規制があるのか、それを確認させてください。

〔不規則発言あり〕

○鈴木長良委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 第1条に記載のございます地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づき、学校給食法第6条に規定する共同調理場の設置及び管理について必要な事項を定めるものとするとしてございまして、これらに基づいて設置するものです。

○鈴木長良委員長 柴田委員。

○柴田賢治郎委員 それでは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に準じた施設として運用するための整備と捉えていいのか伺いたいと思います。

○鈴木長良委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 委員の認識でいいと思います。

○鈴木長良委員長 ほかに質疑ありますか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、私からは、条例の、主に運営委員会の定めがあるものですか、そのところをもうちょっと聞いていきたいと思います。

こちらの任期は何年というかな、どうい

う任期ということになるのでしょうか。

○鈴木長良委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 本条例には、任期等は記載がございませんが、先ほど部長がお答えしたように、そちらの細かい内容につきましては、今後、規則等で整備をしておりますが、任期につきましても、他市などの規則等も参考にしながら期間を設けたいと考えております。

○鈴木長良委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 まず規則がないということでこれから考えていくということであり

ます。あとは、このセンター所長ですかね、この所長というのは、どういった方、市の職員なのか、それとも外部者を呼んでの所長になるのか、そこら辺の構成員を教えてください。

○鈴木長良委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 第4条に記載がございまして所長、その他必要な職員は、現学校給食課の職員を想定してございます。

以上です。

○鈴木長良委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 市の職員になるよということで理解をしました。

あとは、保護者とか学識経験を有する者、教育委員会が必要だと認める者等ということでもありますけど、こちらは誰が決めるのでしょうか。公募なのか、公募で例えばしたとしたら公募、それを選定、あなたがいいよと決める委員というのは誰がやるのかということをお願いいたします。

○鈴木長良委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 公募で市民の方を選ぶということは、現在想定しておりません。ただ、新城市小中学校PTA連絡協議会に少し御相談をさせてもらって、新城市小中学校PTA連絡協議会の中から保護者の方を出していただけるように現在調整しているところです。

以上です。



○鈴木長良委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 なるほど、そういう形で選ぶということだったら、他の学識経験者もこの方がいいなというのを内部で議論して、内部からお声をかけるというようなメンバーを集めていくという形ですか、伺います。

○鈴木長良委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 委員の御指摘のとおりです。

○鈴木長良委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。そういった状況だというふうなことで理解をいたしました。

あと、この運営委員会なんですけど、自校方式の形のまちであっても、この学校給食運営委員会というのは設置できるものという理解でよろしいでしょうか、伺います。

○鈴木長良委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 すいません。詳しく調べたことがないんですけども、恐らくそういったものも可能だとは思いますが。

○鈴木長良委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 可能だということだと思います。私も今、調べておるんですけど、愛知県の学校給食の運営管理の定めの中では、学校の運営について、単独調理場方式の運営組織の例で、ここに学校給食運営委員会というのと、載せれるよということ。また、共同方式の運営組織の例ということで、今の新城市、自校方式なんですけど、できたわけです、この学校給食運営委員会というのをね。今でもつくれるということで、結局つくってこなかったんですけど、穂積前市長含めて。

本当に学校給食よくしようといったときには、やっぱりこうした委員会というのはつくるべきだったのではないかなと個人的には思っています。今回、給食センターをきっかけにということであろうと思いますが、やはり自校方式、すごくいい宝の給食のやり方だと私は思っておる立場ですから、本当はこうい

ったところでボロボロになった給食室どうしようとか、あとは学校給食費値上げになってくるけれどもどうしようということを、自校方式の時点であってもやるべきだったのではないかなと思うわけです。

やはりそこら辺、何かもったこうした運営委員会というのはやるべきであったと、私は思うんですが、そういった、担当課としては、どういう思いであったのか、また今回こういうふうなきっかけでつくることにしようと思ったという経緯なり、そこら辺の考え方、認識を伺います。

○鈴木長良委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 自校方式であっても、そういった給食に関する事項をいろんな議論で決めていくという体制は、一担当課長としてもあったほうが、よりスムーズにいったなどは感じておるところです。したがって、給食の担当として仕事を任された以降はそういった委員会などでしっかりとした議論ができる形がずっと欲しいと思って進めてまいりました。

今回、こういう形でセンターの運営委員会という形でお願いをするわけなんですけども、これが1つの転換期ではないんですけども、こういった形で新たな給食事業が今後スタートしてまいりますので、このセンター運営委員会を軸に、今後の共同調理場の運営をしっかりとしていきたいと考えております。

○鈴木長良委員長 ほかに質疑はありませんか。

丸山委員。

○丸山隆弘委員 課長から説明いただいた中で、愛知県の1つの指導というんですか、それがまずあったということと、これ当然ほかの県でもそうだと思うんですけども。

まず、学校給食の運営委員会というのは、これは当然あるべきであると思っておりますし、それに付け加えて献立だとか、それから物資ということを先ほどこよつと云われ

ましたけども、それぞれのこの委員会というのは、立ち上げはどういうふうになっておったんでしょうかね、これから準備されるのか。

あともう1個、衛生管理基準、これも含めてちょっと教えてもらいたいですけども。

○鈴木長良委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 献立委員会や物資選定委員会、ちょっとまだこちらにつきましましては、要綱で整備をしようかなと今、準備しているところです。

ただ、ちょっと後先になってしまいますが、もう食材の献立の調整ですとか始めておりますので、流れとしては、要綱を整備しまして、そこでその要綱に基づいて2つの委員会は動かしていきたいと考えております。

○鈴木長良委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 要綱だけで整備されるということでもありますけれども、当然、運営委員会の中で、献立もそう、物資もそう、それから衛生基準、それも当然、満たした会議が行われているのが一番順当だと思うんですね。しっかりとかみ合った形でそれぞれ共有し合っていて、運営委員会が進んでいくという流れがあると思うんですけども、そういう形にするためには、それぞれやはりきちんとした組織立てを、やはり要綱どうのこうのいうよりも、まずそれも早く決めていったほうがいいのかとちょっと感じたもんですからね。

部長が、前に本会議場では、衛生管理基準に基づいていろいろ今後進めていきたいということもおっしゃっておられましたので、その辺をもうちょっと早く整備したほうがいいのかとも思うんですけども、どんなもんでしょうか。

○鈴木長良委員長 菅野学校給食課長。

○菅野裕也学校給食課長 御指摘のとおり、できるだけ早く準備をいたしまして、それぞれの委員会の持つ役割がきちとかみ合っていて、共同調理場が適切に運営できて、子どもに安全な給食を届けられるように進めてまいりた

いと思っております。

○鈴木長良委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木長良委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

山田委員。

○山田辰也委員 では、第73号議案 新城市給食センターの設置及び管理に関する条例の制定について、反対の討論をします。

学校給食は、新城市にとってはかけがえのない自校式を私はずっと応援してきたんですが、今回のセンターになるということで、この条例をつくることについては納得ができるか、納得ができないかという難しいとこだったんですが、今の現状の説明を受けたところ、給食委員会の運営委員会がない県もあるということが分かりました。

それで、今まで新城市が自校式でやってきたのに、急にこのセンター方式のことを期に委員会ができるということが分かったんですが、委員会自体は一度つくれば廃止になるまでずっと続くということで、これは税金の無駄遣いだとは感じます。市からの税金を使うべきではないということなんです。

ですから、この余分なものがあれば、もっと早く委員会をつくって、学校の給食の施設を直したりすることが必要であったのにもかかわらず、今回このようなことになったことについては納得できません。

この運営委員会ができれば、すごくよくなるという改善点もメリットについても見つけることができませんでした。もう一度よく考え直して、これを対応するかどうかは、私は不要だということで討論といたします。

以上です。

○鈴木長良委員長 ほかに討論ありませんか。  
柴田委員。

○柴田賢治郎委員 ただいま議論となっております第73号議案について、賛成の立場で討論を行います。

よりよい学校給食の在り方について、必要な整備が議論になっております。しかし、本条例は、新城市給食センターを地方教育行政の組織及び運営に関する法律に準じた施設として運用するために整備する必要があり、本議案とは別のところで議論されるべきであります。

よって、本議案を賛成とし、法律にのっとりた施設の運用を求めたいと思います。

○鈴木長良委員長 ほかに討論ありませんか。浅尾委員。

○浅尾洋平委員 議題になっております第73号議案 新城市給食センターの設置及び管理に関する条例の制定について、反対の立場で討論に参加させていただきます。

この議案は、今年の9月から給食共同調理場が運用開始となる、そのための学校給食センター運営委員会などのセンターの施設設置管理に関する条例を制定するものだと考えております。

私が反対する理由は、学校給食共同調理場建設の事業自体に反対の立場を示しているからであります。

また、先ほどの議論を通じて、今、学校給食は自校方式で子どもたち御飯を食べていただいているんですが、これも学校給食運営委員会が今でもつくれる状況であるのに、これまでつくってこれなかった。つくってこなかったこの市政は、やはり宝である自校方式の充実や、守ることの努力を怠っていたのではないかと私は思っております。とても遅いと思いますし、非常に残念であります。センターにすることでつくるというきっかけになっているそうではあるんですが、あるいは、今のこれまでの自校方式を話し合っていくという運営委員会、必要だったのではないかなと思っております。

そうした反対の立場で討論をさせていただきました。

以上です。

○鈴木長良委員長 ほかに討論ありませんか。  
〔発言する者なし〕

○鈴木長良委員長 討論なしと認めます。  
討論を終了します。

これより第73号議案を採決します。

賛否両論がありますので、起立により採決します。

第73号議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鈴木長良委員長 起立多数と認めます。

よって、第73号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成につきましては、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木長良委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これもちまして、厚生文教委員会を閉会します。

閉 会 午後2時12分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

厚生文教委員会委員長 鈴木長良